

北九州市教育委員会事務
点検・評価報告書
【令和6年度実績】

令和7年9月 北九州市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条では、すべての教育委員会において、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と義務付けられています。

これを受け、北九州市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、「北九州市こどもまんなか教育プラン」(計画期間:令和6年度~10年度)(以下、「こどもまんなか教育プラン」という。)に基づく、令和6年度の教育委員会の事務について、点検及び評価を行いました。

本報告書は、その結果及び教育に関し学識経験を有する者の意見をまとめたものです。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))
の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、
これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の
活用を図るものとする。

目次

□ 第1章 北九州市教育委員会について	1
□ 第2章 教育委員会の活動状況	3
1 教育委員会会議	
2 総合教育会議の開催	
3 委員の活動状況	
□ 第3章 点検・評価について	
1 北九州市こどもまんなか教育プラン	4
2 点検・評価についての基本的な考え方	7
□ 第4章 令和6年度施策の点検・評価	
ミッション1 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる	8
ミッション2 こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる	16
ミッション3 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める	24
ミッション4 自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める	41
ミッション5 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる	50
□ 第5章 学識経験者等の知見の活用	
1 概要	57
2 学識経験者等の意見	
□ 第6章 巻末資料	
令和6年度 教育委員会会議付議案件一覧	63

第1章 北九州市教育委員会について

北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は3年。

教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

委員は、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は4年。

教育長	太田 清治	令和7年4月1日就任
委員(教育長職務代理者)	大坪 靖直	令和4年7月9日就任
委員	郷田 郁子	令和3年10月9日就任
委員	香月 きょう子	令和5年7月1日就任
委員	中島 良	令和5年7月1日就任
委員	清成 真	令和6年4月1日就任

(令和7年4月1日現在)

北九州市教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。(令和7年4月1日現在)

